

子育て支援に関する講習会（育児講座）について

月 1 回以上実施しなければならない講習会について、国の「子育て支援に関する講習会」についての見解は以下のとおりです。

講習等の内容について	・地域における子育て支援に関するスタッフ，専門職，ボランティア等育成のための研修，職能研修，サークル支援に関する講習会など ・絵本の読み聞かせ，手あそび，ふれあい遊び，音楽リトミック，歯科・栄養指導，工作・製作，親子体操，クッキング，趣味の講座，育児講座など ☆月 1 回以上開催する講習の内容については，原則地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが，子どもとの時間を確保するための効率の良い家事のテクニックや効果的な収納に関する講習，歯科（歯磨き）指導や栄養指導などの専門的な講習など，子育て親子のニーズや希望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。
講師について	外部講師を招いて実施する場合，担当職員により実施する場合，両方とも対象となる。
日程・時間等をあらかじめ設定する必要があるのか	あらかじめ設定して実施する方が，利用者にとって参加しやすいと考えられるため望ましいが，そうでない場合であっても対象となる。

※令和元年 11 月高知県児童家庭課作成（厚生労働省 QA，H31. 3. 1 全国児童福祉主管課長会議説明資料 2 より抜粋）より

⇒上記をふまえ，今後は下記のとおりとしたいので，よろしくお願いします。

- ① 基本的に講習会（育児講座）とするか行事とするかは各支援センターで決めてかまわないが，共通して実施しているよちよちランド，保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による育児講座は子育て支援に関する講習会（育児講座）としてください。季節の行事や誕生日会は行事とする方が望ましいです。ただし，例えば誕生日会でこれまでの成長とこれからの成長の目安や発達についての話をしている，季節の行事のなかで育児についての話を関連付けて話をしているなどの場合は講習会（育児講座）としていただける場合がありますので，その際は報告書に簡単な内容を括弧書きでご記入ください。
- ② ①に示したよちよちランド，保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による育児講座がある月も，子育て親子のニーズを取り入れて，できるだけこれ以外の内容の講座も企画・実施していただきたいです。